

旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について

旅館業法第3条第4項の規定に基づく保健所長から教育委員会への意見の求めに対し、従前の例による教育委員会の意見の申出の状況について、下記のとおり報告する。

記

1 保健所長から求められた意見について

中野区立学校の概ね100メートル区域内で旅館業の営業許可を与えるに当たり、当該学校施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかについて

2 教育委員会の意見の申出について

保健所長から教育委員会への意見の求めを受け、当該学校長の意見を聴取し、従前の例により、以下のとおり教育委員会の意見を申し出た。

- (1) 回答 令和2年1月～3月
- (2) 回答件数 簡易宿所営業 0件
旅館・ホテル営業 1件
- (3) 申請地及び学校との距離等 別紙のとおり
- (4) 教育委員会の意見

以下①～④のとおり。

- ① 当該学校施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれの有無については不明であるが、そのおそれが生じないよう当該施設の営業許可に当たっては、清純な施設環境の維持と運用ルールの確立についての配慮を求める。
- ② 地域の良い生活環境を保つため、宿泊者の迷惑行為又は迷惑行為が生じるおそれがある場合における施設管理者への連絡方法の明示や地域の住民からの苦情について真摯に臨むための体制の確保について、当該施設の管理者への指導を要望する。
- ③ 当該施設の管理者に当たっては、定期的に現地を巡回し宿泊者の把握に努め、利用のルールを徹底し、責任をもって管理されるこ

とを要請する。

- ④ 当該施設の運営者・管理者にあつては、客室及びバルコニーから学校のプールを見通すことを遮るような工夫を凝らすとともに、宿泊者の本人確認を確実に
行い、宿泊者に利用ルールを徹底することを要請する。

No.	1
教育委員会の意見申出日	令和2年3月6日
申請地	中野区弥生町1丁目
申請者	株式会社lean and stable
営業種別	旅館・ホテル営業
名称	堀川ビル
客室及び定員	3室16名
学校との距離	中野第一小学校 (20メートル)